

議案第10号

高根沢町文化財保護条例の一部改正について

高根沢町文化財保護条例の一部を改正する条例を、別紙のように定める。

令和5年3月2日

高根沢町長 加藤公博

高根沢町文化財保護条例の一部改正の概要について

1 改正理由

栃木県文化財保護条例（昭和 38 年栃木県条例第 20 号。以下「県条例」という。）の一部が改正され、県の文化財事務が県教育委員会から県知事に移管されることから、所要の改正をしようとするものです。

2 改正内容

（1） 県条例の一部改正に伴う改正

県条例に係る規定中「栃木県教育委員会」を「栃木県知事」に改めます。
（第 35 条）

3 施行日

令和 5（2023）年 4 月 1 日

高根沢町条例第 号

高根沢町文化財保護条例の一部を改正する条例

高根沢町文化財保護条例（昭和56年高根沢町条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（町指定無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財の記録の作成等）</p> <p>第35条 教育委員会は、町の区域内に存する町指定無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財（法第91条において準用する法第77条第1項の規定により文化庁長官が選択したもの及び県条例第30条第1項の規定により<u>栃木県知事</u>が選択したものを除く。）のうち特に必要のあるものを選択して、自らその記録を作成し、保存し、又は公開することができる。</p>	<p>（町指定無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財の記録の作成等）</p> <p>第35条 教育委員会は、町の区域内に存する町指定無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財（法第91条において準用する法第77条第1項の規定により文化庁長官が選択したもの及び県条例第30条第1項の規定により<u>栃木県教育委員会</u>が選択したものを除く。）のうち特に必要のあるものを選択して、自らその記録を作成し、保存し、又は公開することができる。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。